

社会福祉法人銚子市社会福祉事業団女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が子育て・介護と仕事と両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月15日～令和7年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、育児休業後に職員が復職しやすくするため、両立支援制度を周知する。

<対策>

- 令和4年4月～ 制度に関するパンフレット等を職員に周知する。
- 令和4年4月～ 育児・介護と仕事の両立について、各施設長参集による運営会議において制度の理解を深める。

目標2：全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和4年4月～ 計画的な取得に向けて主任及びユニットリーダー会議等において周知する。
- 令和4年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和4年4月～ 職員連絡用掲示板に掲示し、広報活動に努める